## 議員派遣の件

令和7年9月11日

本議会は、士幌町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

士幌町議会議長 河口 和吉

記

- 1 十勝町村議会議長会主催の議員研修会
  - (1)目 的 議会活動の活性化に資するため
  - (2)派遣場所 幕別町
  - (3)期 間 令和7年10月30日の1日間
  - (4)派遣議員 全議員
  - (5)特記事項 派遣内容に変更を要するときは、その取扱いを議長に 一任するものとする。